

令和7年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和7年11月10日（月） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

本庁舎1階101共用会議室・102共用会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 和泉部長

資産管理部契約課 川端課長、今野担当課長、
野田調整係長、松本土木契約係長、
柿野建築契約係長

【設計担当】

幸区役所 道路公園センター

星野担当課長、水溜担当係長
廣田職員

まちづくり局 指導部建築審査課

佐々木課長、庄野担当係長
保谷職員

上下水道局 下水道部施設課

中村課長、渡邊担当係長
佐野主任、岩田主任

まちづくり局 施設整備部

高橋担当係長

公共建築担当

畑主任

まちづくり局 施設整備部

大久保担当課長

機械設備担当

仁ノ平担当係長、田口担当係長
森田主任、芦田職員

上下水道局 総務部財務課

猪狩課長補佐、松原職員

交通局 企画管理部経理課

郡谷課長補佐

病院局 総務部経営企画室

館担当係長

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの発注工事の抽出
事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [令和7年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局

[議題(1)について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課、随意契約の根拠法令及び、変動型最低制限価格算定経過等)

○「令和5・6年度くじ引きによる落札決定件数」(資料3)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局の各局において、令和5年度・令和6年度にくじ引きにより落札決定を行い契約した工事について、契約方法別・業種別にそれぞれの件数を報告

○「令和7年度上半期指名停止等一覧」(資料4)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和7年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土屋委員

資料2の中で契約金額が10万円単位で記載されている案件があるが、この記載は正しいのか。

事務局

当該案件は単価契約方式を採用しており、施工規模が発注段階では確定しておらず、単価一式の金額に基づいた記載である。

土屋委員

契約総額としては400万円を超える工事という理解でよいのか。

事務局

その通り。

土屋委員

資料4の指名停止等一覧2番について、概要に「正当な理由なく契約を締結しなかった」とあるが、この経緯について確認したい。

事務局

当該案件は清掃業務委託を落札した事業者が吸収合併され、合併後の事業者が必要な許可を期限までに取得できなかったことから、契約締結に至らなかったものである。

土屋委員

その後、当該清掃業務については実施されたのか。

事務局

新たな業者を入札で決めるまでの期間はやむを得ず合併後の事業者と随意契約を締結し、その後に改めて指名競争入札にて執行している。

渡邊委員

資料1の不調件数が前年より増えているように見られるが、理由についてどのように推測しているか。

事務局

契約案件により状況は異なるが、一般的なところとして物価上昇に伴う材料費の高騰、また人手不足により技術者が配置できないことなどが原因として考えられる。

渡邊委員

予定価格超過による応札のため不調となった案件が多いという理解でよいのか。

事務局

予定価格超過のみならず、辞退等、そもそも入札参加に至らなかった

業者もいるものと推測される。

渡邊委員 不調の要因としては予定価格と業者の応札額が折り合わないことが主ではないのか。不調案件が多く発生すると市、業者両者にとって負担となる。予定価格の設定の仕方を検討し直すべきではないか。

事務局 予定価格は工事の設計に基づくものである。設計担当と連携し、単価の改定頻度を上げるといった取り組みを進めていく。

土屋委員 資料2の随意契約の一覧で再発注と記載があるものについては、元々発注していた業者と契約を締結しているのか。

事務局 当初一般競争入札を執行した際に参加した業者が対象となっている。

井町委員長 変動型最低制限価格方式について、1年半試行実施がされ、前回アンケート実施時には支持する意見が多かったとのことだが、その後の状況はどうか。

事務局 令和7年度より業者の本社所在地を入札参加条件とする南北入札や主観評価点等を入札参加条件とするいわゆるインセンティブ発注と本方式を併用し拡大を図っているところであり、これに関する意見聴取のためアンケートを実施し、その結果を集計中である。

井町委員長 南北入札等のインセンティブ発注は現在実施中ということでよいか。

事務局 その通り。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題(2)について]

議題(2)の「令和7年4月1日から令和7年9月30日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「市道北加瀬74号線道路補修(打換)工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「市道北加瀬74号線道路補修(打換)工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 入札参加無資格理由として「川崎区、幸区又は中原区内に本社を有することに該当しないため」とあるが、よくある事例なのか。

事務局 いわゆる南北入札として一部の業種の工事の発注時に条件設定しているものであり、地域性を重視する取組として主に迅速な対応を求められる工事にて実施している。条件について発注情報詳細等にも記載されているが、舗装業種の工事については業者の受注意欲が高く、公表された工事に通る参加申込をする業者もあり、そういった業者が該当したと推測される。

土屋委員 工事履行場所の2工区について、距離が離れているが、一つの工事として発注することで受注されやすいといった理由があるのか。

設計担当 御認識のとおり、一括で発注することにより作業量減による効率化が見込めるためである。

渡邊委員 応札したほとんどの事業者の入札額が近い金額になっているが、変動型最低制限価格の導入による影響なのか。

事務局 舗装業種の工事は元々業者の受注意欲が高く、最低制限価格に近い金額での応札が見られる。過去発注の案件の状況等の分析により、本件についても最低制限価格に近い金額での応札が多かったものと推測される。

井町委員長 舗装業種の工事については業者の受注意欲が高いとのことだが、本工事も施工難易度は低いという理解でよいか。

設計担当 その通り。

井町委員長 変動型最低制限価格方式の採用による参加申込事業者数の増減への影響について、どのように分析するか。

設計担当 本工事は同業種の他工事より参加事業者は少ないが、南北入札によるものと推測される。

井町委員長 変動型最低制限価格方式に関わらず、受注意欲のある事業者は参加するという理解でよいか。

事務局 その通り。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「狭あい道路舗装整備1号工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「狭あい道路舗装整備1号工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 契約書に推定総金額の記載があるが、これを限度額として、総額から逆算して施工できる工事数が想定できるものなのか。

設計担当 推定総金額はあらかじめ想定した件数に応じた金額である。実際の工事施工は市民からの舗装制度の申出を受けて行うものであり、件数は想定数のとおりとは限らない。

土屋委員 想定件数は元々の予定価格により算出しているのか。

設計担当 年間の目標件数を定めており、これに基づくものである。

土屋委員 舗装制度の申請について、日常的に市民に対して周知を行っているのか。

設計担当 建築確認申請の前段階で狭あい道路については後退用地の協議を行っており、その際に舗装制度を利用するかを併せて確認している。

渡邊委員 契約金額である単価の合計額に対して、施工工事件数分を掛け合わせた額が実際の契約金額という理解でよいか。

設計担当 工事箇所によっては単価契約一覧表に記載されている工事全てを施

工するとは限らず、対象物件に応じて必要な工事のみを行うが、推定総金額は落札の単価合計額に想定件数を掛け合わせて算出している。実際の支払金額は1件ごとの工事の施工数を積み上げて決定する。

井町委員長 施工工事の積み上げの結果、推定総金額を上回った場合はどう対応するのか。

設計担当 年度内で1号工事、2号工事と分けて発注しているため、総金額に達する時点で契約内として施工できる工事数を確定させている。

井町委員長 入札参加業者が少なかった理由は。

設計担当 本工事は施工場所、施工時期が発注時点では確定していない特殊性があり、配置可能な技術者の制約により入札参加を見送った業者が多かったものと推測される。

土屋委員 資料1に説明のあった1号工事、2号工事の契約情報の記載があるが、契約金額に一定程度の差異があるのは何故か。

設計担当 2号工事は1号工事と別の業者が落札しているが、受注意欲があり、より低い金額での応札がされたものと推測される。

土屋委員 2号工事での入札参加事業者数は。

事務局 4者である。

土屋委員 1号工事、2号工事は地理的な要件で区分しているのか。

設計担当 御認識のとおり、北部と南部で分けているものである。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「多摩川水系排水樋管ゲート建設電気その4工事」の入札条件・落札結果等について説明

【一般競争入札の抽出事案「多摩川水系排水樋管ゲート建設電気その4工事」の事務局の説明に対する質疑について】

渡邊委員 予定価格の大きい大工事であり、入札参加資格にも条件が設定されているが、川崎市内業者においては何者程度参加が見込める工事なのか。

設計担当 現在把握している範囲では3者である。

渡邊委員 参加が見込まれる業者数が少ない状況で一般競争入札とした理由は。

設計担当 川崎市内であれば3者だが、市外業者からも参加が見込めるためである。

渡邊委員 一般競争入札において1者しか応札しない事例はよくあるのか。

設計担当 頻繁にあるものではないが、電気設備工事においては度々見られる。

渡邊委員 本件のような大工事においては特定の業者のみが落札者となる場合がありうるということか。

設計担当 入札条件による縛りがあるものではないが、結果的にそうなることはある。

土屋委員 入札参加資格の類似工事实績の条件として「平成22年4月1日以降」とあるが、これは直近15年以内といった定めがあるのか。

事務局	その通り。
土屋委員	工事内容として「監視制御設備電気工事」があるが、他の工事を行う4箇所をまとめて管理するものでよいのか。
設計担当	御認識のとおり、4箇所を集中管理する設備である。
土屋委員	監視設備はどこに設置されているのか。
設計担当	等々力水処理センターである。
土屋委員	各施設は竣工から年数が経っているが、過去の電気工事としてはどのような部分で工事を実施しているのか。
設計担当	竣工当時は手動式のゲートであったが、電動化する工事を実施している。今回の工事はゲートグリップを追加するものである。
渡邊委員	今回監視設備を追加することで、次回以降の工事は施工業者との随意契約でしか対応できないのか。
設計担当	更新時には一式で交換するような対応となるため、施工業者でなければ対応できないものではない。
土屋委員	更新の対応としては必ず丸ごと交換しなければならないものなのか。
設計担当	部品の劣化等があればその部分のみ補修するといった対応は考えられる。
土屋委員	一部の施設ごとに随意契約により更新していく対応を取ることはないのか。
設計担当	そのような対応を行うことはない。
井町委員長	開札状況表を見ると、結果として致し方ないところではあるが、1者だけでなく、他にも入札参加者があり、競争性が保たれている状況であることが望ましいと感じる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「早野聖地公園事務所トイレ改修その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「早野聖地公園事務所トイレ改修その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員	工事詳細に記載のある「床の乾式化」とはどのような内容なのか。
設計担当	竣工当時は床がタイル貼りで水を流して洗う方式だったものを、ビニール床シートに変更するものである。
土屋委員	男女兼用トイレの男女別化を行っているが、改修面積が10㎡となっており、スペースとして狭小ではないのか。
設計担当	公園内には5箇所トイレが点在しており、今回の工事対象のトイレはほぼ職員しか使用しないものである。狭小ではあるが、以前から臭気の問題等により改修が求められており、必要最低限のスペースは確保できているものとして工事を行っている。

渡邊委員 指名競争入札実施時に、指名業者は多い場合何者程度なのか。
事務局 10者程度である。

渡邊委員 開札状況表等に記載されている入札参加業者が少ない場合は、指名業者自体が少ないと理解してよいのか。
事務局 施工場所が遠隔地等の事情がある場合は指名業者が10者に満たない場合もある。

渡邊委員 不参となった業者について、以後の指名競争入札実施時の業者選定に影響することはあるのか。
事務局 過去の開札状況も勘案しながら指名業者を選定することはありうる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家給水設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家給水設備改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 工事概要の配置図では給水ポンプ室は他の宿泊棟等の施設とは接続していないが、施設内の給水設備としてはこれが全てなのか。
設計担当 今回は受水槽のみが工事対象となるが、この受水槽から施設内全ての建物へ給水を行っている。配置図中に記載されている太い線は地中の警報線のルートである。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「中央支援学校高等部分教室校舎増築昇降機設備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[随意契約の抽出事案「中央支援学校高等部分教室校舎増築昇降機設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 随意契約理由に記載されている令和7年6月4日の2回目の入札は何者参加していたのか。また、その参加者から随意契約相手として東芝エレベータを選定した理由は。
事務局 参加業者は2者であり、その中から最低制限価格に最も近い金額で応札した業者であったため、東芝エレベータを選定している。

渡邊委員 再発注前の予定価格はいくらだったのか。
事務局 本件と令和7年6月4日の2回目の予定価格は同一である。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の場合は、予定価格を変更できない。

渡邊委員 東芝エレベータとしては再発注前の入札額に基づき、減額して応札しているのか。

事務局 随意契約の見積依頼時に再発注前の入札状況等については伝えることができない。どのような額で応札するかは業者の判断となる。

渡邊委員 一般競争入札により不調となったのは予定価格超過によるものではないのか。

事務局 本件においては最低制限価格未満により無効となっている。無効となったことを類推した上で見積を行っているものと思われる。

土屋委員 契約相手の事業者は令和7年3月26日の入札にも参加していたのか。

事務局 参加していた。

土屋委員 それにより予定価格が類推しやすい状況だったということか。

事務局 類推できるかは定かではないが、2度の一般競争入札に全て参加しており、受注意欲が高かったと推測される。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題(3)その他について]

○令和8年度前期の委員会の開催日及び次回の事案の抽出委員について

新年度に新委員に委嘱後、委員会を開催すること及び運営指針に基づき案件抽出を行う委員を決定することについて了承された。

[閉会]

井町委員長 それでは、これで令和7年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。